

昭和二十七年運輸省令第百一号

気象業務法施行規則
気象業務法施行規則を次のように定める。

気象庁長官の定める手段による。

ひずみ計を用いる。

地震計を用いる。

地震計を用いる。

気象庁長官の定める手段による。

地震計を用ひる。

氣象官長官の定める手段による。

卷之三

気象衛星に搭載された放射計を用いる

気象衛星に搭載された放射計を用い、又は気象庁長官の定める手段による。

気象庁長官の定める手段による。

卷之三

地震計を用いる。

伸縮計を用いる。

磁気儀を用いる。

磁気儀を用いる。

卷之三

地電位差測定器を用ひる。

地中電氣抵抗測定器を用ひる。

大氣電位頑度測定器を用ひる。

万能電気伝導度測定器を用いる。

三間雷荷測定器を用いる

温度計を用いる

(1) 塩分	水中二酸化炭素
(2) 水中フロン	二酸化炭素濃度測定器を用いる。
(3) 水中メタン	フロン濃度測定器を用いる。
(4) 水中一酸化二窒素	メタン濃度測定器を用いる。
(5) その他の微量成分	一酸化二窒素濃度測定器を用いる。
(6) ハニオーネ	化学分析による。
波浪	波浪計を用い、又は目視による。
海水及び陸水の流れ	流速計を用いる。
潮せき	検潮儀又は津波計を用いる。
津波	水位計を用いる。
陸水位	目視による。
海水の状態	気象衛星に搭載された放射計を用いる。
船舶の着氷の状態	目視による。
海面の温度分布及び状態	目視による。
リチウム	(気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準)
第一条の三 法第六条第一項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の表の上欄に掲げる種目ごとに、同表の中欄に掲げる手段で、同表の下欄に掲げる最小位数の観測値が得られるものでなければならない。ただし、降水量の観測を行う場合であつて一ミリメートルの観測値が得られないような雨量計又は雪量計を用いても当該観測の目的が達することができるときににおける最小位数は気圧、気温及び水温の観測を行う場合における最小位数は気圧、気温及び水温については〇・一ヘクトパスカル、気温及び水温については〇・一度(摂氏)とする。	第一ヘクトパスカル
一 気圧	気圧計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、ヘクトパスカルで測定する。
二 気温	気温計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、度(摂氏)で測定する。
三 露点温度	露点温度計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、度(摂氏)で測定する。
四 相対湿度	湿度計(自由大気にあつては、ラジオゾンデ等)を用いて、パーセントで測定する。
五 風速	風速計(自由大気にあつては、測風球等)を用いて、又は目視により、十六方位又は八方位(自由大気にあつては度)で測定する。
六 風向	風向計(自由大気にあつては、測風球等)を用いて、又は目視により、十六方位又は八方位(自由大気にあつては度)で測定する。
七 風力	風速計(自由大気にあつては、測風球等)を用いて、メートル毎秒で測定する。
八 降雨量	目視により、気象庁風力階級表を用いて、測定する。
九 積雪の深さ	雨量計又は雪量計を用いて、ミリメートルで測定する。
十 雲量	雪量計を用いて、センチメートルで測定する。
十一 雲形	測雲器を用い、又は目視により、十分比で測定する。
十二 雲の高さ	目視により、気象庁雲形種類表を用いて、測定する。
十三 その他	測雲器若しくは測雲気球を用い、又は目視により、メートルで測定する。
十四 視程	目視により、気象庁雲の状態種類表を用いて、測定する。
十五 方向	視程計を用い、又は目視により、気象庁視程階級表を用いて、測定する。
十六 高さ	視程計を用い、又は目視により、気象庁天気種類表を用いて、測定する。
十七 波浪	視程計又は日射計を用いて、時で測定する。
十八 水温	日射計を用いて、度(摂氏)で測定する。
十九 波浪計	日射計を用いて、メガジュール每平方メートルで測定する。
二十 波浪計	目視により、十六方位で測定する。
二十一 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、メートルで測定する。
二十二 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、秒で測定する。
二十三 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、メートルで測定する。
二十四 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、秒で測定する。
二十五 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、メートルで測定する。
二十六 波浪計	波浪計を用い、又は目視により、秒で測定する。

二 その他の状態

目視により、気象庁風浪階級表及び気象庁うねり階級表を用いて、測定する。

十七 海水の状態

目視により、気象庁海水状態表を用いて、測定する。

十八 船舶の着水の状態

目視により、気象庁船舶着氷状態表を用いて、測定する。

3 前項の規定により、金属製温度計を用いるときはガラス製温度計と、毛髪製湿度計又は電気式湿度計を用いるときは乾湿式湿度計と隨時比較点検しなければならない。

2 第一項の気象庁風力階級表、気象庁雲形種類表、気象庁雲の状態種類表、気象庁視程階級表、気象庁天気種類表、気象庁風浪階級表、気象庁うねり階級表、気象庁海水状態表及び気象庁船舶着氷状態表は、気象庁長官が定める。

第一条の四 法第六条第一項第三号及び同条第二項ただし書の国土交通省令で定める気象の観測は、次に掲げるものとする。

一 故の間又は苗木の間、建物又は坑道の内部等特殊な環境によつて変化した気象のみを対象とする観測

二 次に掲げる種目以外の種目について行う気象の観測

イ 気圧

ロ 気温

ハ 相対湿度

ニ 風向

ト 風速

ホ 降水量

ヘ 積雪の深さ

チ ルヌ

ト ハニ

リ ホト

ヌ ニ

ト ヒ

リ リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

ト リ

ヌ リ

(観測施設の届出)

第二条

法第六条第三項前段の規定による観測施設の設置の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設設置届出書を、設置の日から三十日以内に、その施設の所在地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。当該事項に変更を生じたときも同様とする。

三 令第一条に規定する船舶以外の船舶で行う気象の観測

四 氏名又は名称及び住所

五 事業所の名称及び所在地

六 観測施設の所在地

七 観測の開始期日

八 観測の目的

九 観測施設の明細

十 観測の種目及び時刻

十一 観測の開始期日

十二 観測の目的

十三 観測施設の明細

十四 観測の種目及び時刻

十五 観測の開始期日

十六 観測の目的

十七 観測施設の明細

十八 観測の種目及び時刻

十九 観測の開始期日

二十 観測の目的

廿一 観測施設の明細

廿二 観測の種目及び時刻

廿三 観測の開始期日

廿四 観測の目的

廿五 観測施設の明細

廿六 観測の種目及び時刻

廿七 観測の開始期日

廿八 観測の目的

廿九 観測施設の明細

三十 観測の種目及び時刻

三十一 観測の開始期日

三十二 観測の目的

三十三 観測施設の明細

二 法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象観測施設廃止届出書を、廃止の日から三十日以内に、前項の管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地

二 廃止した観測施設

三 廃止の期日

四 廃止の理由

五 四三二 (船舶の備え付ける気象測器)

六 四三一 (船舶の備え付ける気象測器)

七 四三〇 (船舶の備え付ける気象測器)

八 四二九 (船舶の備え付ける気象測器)

九 四二八 (船舶の備え付ける気象測器)

十 四二七 (船舶の備え付ける気象測器)

十一 四二六 (船舶の備え付ける気象測器)

十二 四二五 (船舶の備え付ける気象測器)

十三 四二四 (船舶の備え付ける気象測器)

十四 四二三 (船舶の備え付ける気象測器)

十五 四二二 (船舶の備え付ける気象測器)

十六 四二一 (船舶の備え付ける気象測器)

十七 四二〇 (船舶の備え付ける気象測器)

十八 四一九 (船舶の備え付ける気象測器)

(漁船以外の船舶に限る。)

(漁船以外の船舶であつて、遠洋区域を航行区域とするものに限る。)

(漁船以外の船舶であつて、遠洋区域を航行区域とするものに限る。)

(船舶による気象及び水象の観測)

第四条 令第一条の船舶は、東は西経百六十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十五度の線により限られた海域において、毎日協定世界時の零時、三時、六時、九時、十二時、十五時、十八時及び二十一時（その時刻が、当該船舶に現に乗り組んでいる観測の成果の報告に従事する者の執務時間の終了時刻となる場合であつて、その時刻の観測の成果を観測後直ちに報告することが困難となるときは、一時間繰り上げた時刻とする。）に、次に掲げる種目について、気象及び水象の観測を行わなければならない。

一 気圧
二 気温
三 露点温度（前条第三号に掲げる気象測器を備え付けている船舶に限る。）又は風力

四 風向
五 雲
六 視程
七 天気
八 水温
九 波浪
十 海水の状態

(船舶による観測の成果の報告)

第五条 前条の船舶は、同条の規定に従い気象及び水象の観測を行つたときは、次の各号に掲げる航行の区分に応じ、当該各号に掲げる時刻の観測の成果を、観測後直ちに、気象庁長官の定める形

式により、気象庁長官に報告しなければならない。ただし、その時刻が当該船舶に現に乗り組んでいる観測の成果の報告に従事する者の執務時間の終了時刻である場合であつてその時刻の観測の成績を観測後直ちに報告することが困難なとき、又はその時刻がこれらの者の執務時間外であるときは、この限りでない。

一 東は東経百七十度、西は東経百十五度、南は北緯十度、北は北緯六十五度の線により限られた海域を航行しているとき（本邦（離島を除く。）の海岸から五十海里以内を航行しているときを除く。）零時、三時、六時、九時、十二時、十五時、十八時及び二十一時（観測の時刻を一時間繰り上げたときは、その時刻とする。）

二 東は西経百六十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十五度の線により限られた海域（前号の海域を除く。）を航行しているとき 零時、六時、十二時及び十八時（観測の時刻を一時間繰り上げたときは、その時刻とする。）

三 前項の場合において、組をつくつて同一の行動をとる船舶にあつては、その中の一の船舶が報告すればよい。

前条の船舶は、航海終了の日（国際航海に従事する船舶にあつては、その中の一の船舶が報告すればよい。）から十日以内に、気象庁長官の定める観測表を、気象庁長官に提出しなければならない。

(航空機による気象の報告)

第六条 法第八条第一項の航空機は、その飛行中、左に掲げる場合には、気象庁長官の定める方法により、気象の状況をもよりの管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に報告しなければならない。但し、当該航空機の航行に著しい支障を生じている場合は、この限りでない。

一 気象庁長官の定める位置通報点を通過する場合（当該位置通報点を通過後三十分以内に、航空予報図に記載されている予報の範囲内の最終着陸地に到着する場合を除く。）

二 気象の状況が他の航空機の航行の安全に影響を及ぼすおそれがあると機長が認めた場合

三 気象庁が航空機の利用に適合する予報及び警報を行うために特に必要があると認めて要求した場合

前項の航空機は、前項第一号に規定する最終着陸地に到着したときは直ちに、その飛行中における気象の状況及び前項の報告の内容を記載した書類を、その地を管轄区域とする管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長に提出しなければならない。

前項の規定による書類の提出は、当該最終着陸地に管区気象台、沖縄気象台若しくは地方気象台の航空測候所又は管区気象台、沖縄気象台、地方気象台、測候所若しくは航空測候所の空港出張所があるときは、当該航空測候所又は空港出張所を経由してしなければならない。（検定を要しない気象測器）

第七条 法第九条第一項ただし書の国土交通省令で定める気象測器は、雪尺、積雪板並びに一目盛の値が降水量十ミリメートル以上を表す雨量計及び雪量計とする。

(確認の申請)

第七条の二 法第九条第二項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。当該事項を変更しようとするとても、同様とする。

一 補完観測の成果を使用して行う予報業務の範囲

二 補完観測施設及び本観測の種目

三 補完観測及び本観測の明細

（補完観測の正確な実施に支障を及ぼすおそれがない旨）

五 補完観測の成果を使用して行う現象の予想の精度又は補完観測及び本観測の成果の予報業務への使用方法

2 気象庁長官は、前項に規定するもののほか確認のため必要な書類の提出を求めることができる。	
第三章 予報及び警報	
第八条 令第四条、令第五条及び令第六条の国土交通省令で定める予報区及び空域は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、これらを対象として行う予報及び警報は、同表の下欄に掲げるとおりとする。	（予報区等）
全国予報区（本邦全域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	週間天気予報及び季節予報
地方予報区（二以上の府県を含む区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
府県予報区（一府県の区域又はこれに相当する区域（海に面する区域にあつては、沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、季節予報及び波浪予報
津波予報区（海に面する一府県の区域又はこれに相当する区域（沿岸の海域を含む。）を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報
航空予報空域（気象庁長官の指定する空域を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報
全般海上予報区（東は東経百八十度、西は東経百度、南は緯度零度、北は北緯六十度の線に限り限られた海域を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報
地方海上予報区（気象庁長官の指定する海域を範囲とするものをいう。）	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報
2 前項の表の上欄に掲げる予報区及び空域を対象として行う予報及び警報に關し必要な事項は、気象庁長官が定める。	天気予報、週間天気予報、地震動予報、火山現象予報、波浪予報、気象注意報、地震動注意報、火山現象注意報
（航空予報図の交付）	（航空予報図の交付）
第九条 法第十六条の国土交通省令で定める航空機は、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第六十条の規定により無線設備を設置しなければならない航空機であつて、同法第三十七条第一項の規定により指定された航空路を航行するものとする。	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
2 法第十六条の航空予報区（気象庁長官の指定する海域を範囲とするものをいう。）	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
（予報業務の許可の申請）	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
第十一条 法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
二 予報業務の目的	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
三 予報業務の範囲	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
イ 予報の種類	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ロ 対象としようとする区域	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ハ 火山現象の予報にあつては、対象としようとする火山	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ニ 気象関連現象予報業務にあつては、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行ふか否かの別	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
四 予報業務の開始の予定期日	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
一 事業所ごとの次に掲げる事項に関する予報業務計画書	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
イ 予報業務を行おうとする事業所の名称及び所在地	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ロ 予報事項及び発表の時刻	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ハ 収集しようとする予報資料の内容及びその方法	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ニ 気象の予想の方法	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ホ 気象庁の警報事項を受ける方法	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
二 次のいずれかに該当する者にあつては、事業所ごとに置かれる気象予報士の氏名及び登録番号を記載した書類	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
イ 気象又は地象（地震動、火山現象及び土砂崩れを除く。第十二条の二第一項において同じ。）の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
ロ 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者（イに掲げる者を除く。）であつて、当該気象関連現象予報業務のための気象の予想を行ふとするもの	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
三 事業所ごとに予報業務に從事する要員の配置の状況及び勤務の交替の概要を記載した書類	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
四 予報業務のための観測を行おうとする場合にあつては、次に掲げる事項（補完観測に係るものを除く。）を記載した書類（観測施設について法第六条第三項前段の規定により届出がなされている場合にあつては、その旨を記載した書類）	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）
イ 観測施設の所在地	海面水温予報、海流予報、海上予報及び海上警報（津波に関する海上予報及び海上警報を除く。）

ハ 口 観測施設の明細
五 事業所ごとに次に掲げる施設の概要を記載した書類
イ 予報資料の収集及び解析の施設
ロ 気象庁の警報事項を受ける施設

六 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けようとする者にあつては、事業所ごとに次に掲げる事項に関する計画書
イ 特定予報業務に関する説明を行う施設の概要
ロ 特定予報業務に関する説明を行いう要員の配置の状況

七 地方公共団体以外の既存の法人にあつては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 役員の名簿

八 法人を設立しようとするものにあつては、次に掲げる書類

イ 定款（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及びその準用規定により認証を必要とする場合にあつては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本
ロ 発起人、社員又は設立者の名簿

九 個人にあつては、住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。第三十三条第二項第二号において同じ。）の写し又はこれらに類するものであつて、氏名及び住所を証する書類

十 法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類
3 前項の規定にかかわらず、法第十七条第一項の許可を受けようとする者は、気象庁が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該許可を受けようとする者に係る機構保存本人確認情報（同条に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のものの提供を受けるときは、前項第八号に掲げる書類を添付することを要しない。

4 気象庁長官は、第二項に規定するもののほか許可のため必要な書類の提出を求めることができる。

第十条の二 法第十八条第一項第五号及び第六号イの国土交通省令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 地震動の予想の方法に係る基準
イ 気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置及び地震の規模に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする地点における地震動の到達時刻、震度その他の地震動の状況を予想すること。

ロ イの予想は、気象庁長官が定める計算方法により行うものであること。

二 火山現象の予想の方法に係る基準

イ 火山現象に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における噴火、降灰等の火山現象を予想すること。

ロ イの予想は、予報の業務の対象とする火山の活動の特性に応じた物理的方法、化学的方法その他の科学的な方法により行うものであること。

三 津波の予想の方法に係る基準

イ 気象庁長官が認める断層運動の発生時刻、震源の位置、地震の規模及び津波の観測の成果に関する予報資料その他の予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における津波の到達時刻、高さその他の津波の状況を予想すること。

ロ イの予想は、津波に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法により行うものであること。

四 土砂崩れの予想の方法に係る基準
イ 土砂崩れに関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における土砂崩れの発生その他の土砂崩れの状況を予想すること。

ロ イの予報資料に係る気象の予想は、次のいずれかに該当するものであること。
(1) 気象庁が行う気象の予想
(2) 気象の予報の業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が行う気象の予想
(3) 気象関連現象予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者が当該気象関連現象予報業務のために行う気象の予想

五 高潮の予想の方法に係る基準
イ 高潮に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における潮位その他の高潮の状況を予想すること。

ロ 前号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
ハ イの予想は、土砂崩れに関する一般的に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。
イ の予想は、高潮に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。

六	波浪の予想の方法に係る基準
イ	波浪に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における波の高さ、周期及び波の向きを予想するものであること。
ロ	第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
ハ	イの予想は、波浪に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。
七	洪水の予想の方法に係る基準
イ	洪水に関する知見並びに収集及び解析された予報資料に基づき、予報の業務の対象とする区域における水位、流量、氾濫により浸水する区域又はその水深その他の洪水の状況を予想するものであること。
ロ	第四号ロの規定は、イの予報資料について準用する。
ハ	イの予想は、洪水に関して一般に認められている専門的な知見に基づく物理的方法又は統計的方法により行うものであること。
八	（予報業務の目的又は範囲の変更認可の申請）
九	法第十九条第一項の規定により予報業務の目的又は範囲の変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。
一	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二	変更しようとする事項
三	変更の予定日
四	変更を必要とする理由
五	前項の申請書には、第十条第二項第一号から第六号までに掲げる書類のうち予報業務の目的又は範囲の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。
六	気象庁長官は、前項に規定するものほか認可のため必要な書類の提出を求めることができる。
七	（気象予報士の設置の基準）
八	法第十九条の二各号のいずれかに該当する者は、当該予報業務のうち気象又は地象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。
九	一日当たりの現象の予想を行う時間
一〇	八時間以下の時間
一一	八時間を超えて十六時間以下の時間
一二	十六時間を超える時間
一三	2 法第十七条第一項の許可を受けた者は、前項の規定に抵触するに至つた事業所（当該抵触後も気象予報士が一人以上置かれているものに限る。）があるときは、二週間以内に、同項の規定に適合させるため必要な措置をとらなければならない。
一四	（特定予報業務に関する説明）
一五	法第十七条第一項の許可を受けた者は、対面（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法を含む。）により、当該特定予報業務を利用しようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（当該事項が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものを持む。）を用いて説明しなければならない。
一六	一 法第十九条の三の規定の趣旨
一七	二 法第十七条第一項の許可を受けた者の予報であること。
一八	三 気象庁の予報事項と異なる予報事項となる場合があること。
一九	四 現象の予想の精度
二〇	五 現象の予想を行う場合に仮定する条件及び考慮する施設に関する情報
二一	六 当該特定予報業務の対象とする区域
二二	七 当該特定予報業務の対象とする期間
二三	八 現象の予想の発表の時刻
二四	九 当該特定予報業務に係る予報事項の発表の時刻
二五	一〇 当該特定予報業務を利用する者以外の者に予報事項が伝達されることを防止するための措置
二六	一一 前各号に掲げるもののほか、予報の利用に当たつて留意すべき事項
二七	一二 特定予報業務をその範囲に含む予報業務の許可を受けた者は、前項の説明を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を、前項の書面又は電磁的記録とともに、二年間保存しなければならない。
二八	一二 説明を行つた年月日時
二九	二二 説明を行つた者及び当該特定予報業務を利用しようとする者の氏名

四 当該特定予報業務の利用が開始される年月日時
(予報業務の休廃止の届出)

第十二条 法第二十二条の規定により、予報業務の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した予報業務休止(廃止)届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 休止又は廃止した予報業務の範囲

三 休止又は廃止の日及び休止の場合にあつては、その予定期間

四 休止又は廃止を必要とした理由

(予報事項等の記録)

第十二条の二 法第十七条第一項の許可を受けた者は、予報業務を行つた場合は、事業所ごとに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を二年間保存しなければならない。

一 予報事項の内容及び発表の時刻

二 法第十九条の二各号のいずれかに該当する者にあつては、予報事項に係る現象の予想を行つた気象予報士の氏名

三 気象庁の警報事項の利用者への伝達の状況(当該許可を受けた予報業務の目的及び範囲に係るものに限る。)

(予報及び警報の標識)

第十三条 法第二十四条の国土交通省令で定める方法は、次の表の上欄に掲げる予報又は警報について、同表の下欄に掲げる方法とする。

津波注意報 旗を用いるか、又は鐘音若しくはサイレン音による。

津波特別警報

2 前項の表の下欄に掲げる方法の細目は、気象庁長官が定める。

第四章 気象予報士

(試験の施行)

第十五条 試験は、別表に掲げる科目について筆記の方法で行う。

(試験の申請)

第十六条 試験は、学科試験及び実技試験とし、毎年少なくとも一回行う。

2 気象庁長官(指定試験機関が試験事務を行う場合にあつては、指定試験機関。第十七条において同じ。)は、試験の期日、場所その他試験に關し必要な事項を公示する。

(試験の方法)

第十五条 試験は、別表に掲げる科目について筆記の方法で行う。

(試験の施行)

第十六条 試験(指定試験機関が行うものを除く。)を受けようとする者は、別記第一号様式による気象予報士試験受験申請書に次に掲げる書類及び写真を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

一 第十八条又は第十九条の規定により全部又は一部の科目に係る学科試験の免除を受けようとする者にあつては、次条第二項の文書の写し

二 第二十条の規定により試験の一部の免除を受けようとする者にあつては、免除を受けることができることを証する書類

三 最近六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルの写真

2 指定試験機関が行う試験を受けようとする者は、指定試験機関が定めるところにより、気象予報士試験受験申請書を指定試験機関に提出しなければならない。

(気象予報士試験合格証明書の交付等)

第十七条 気象庁長官は、試験に合格した者に対し、気象予報士試験合格証明書を交付する。

2 気象庁長官は、学科試験のみに合格した者又は学科試験の一部の科目について合格点を得た者に対し、その旨を文書で通知する。

(試験の一部免除)

第十八条 学科試験のみに合格した者については、申請により、前条第二項の通知をした日から一年以内に行われる学科試験を免除する。

第十九条 学科試験の全部の科目について試験を受け、その一部の科目について合格点を得た者については、申請により、第十七条第二項の通知をした日から一年以内に行われる学科試験に限り、当該合格点を得た科目に係る学科試験を免除する。

第二十条 試験を受ける者が、次の各号の一に掲げる気象業務に關する業務経歴又は資格を有する者である場合には、申請により、それぞれ当該各号に定める試験科目に係る学科試験を免除する。

一 予報業務に從事する者の養成課程であつて気象庁長官が定めるものを修了した者であつて、三年以上予報業務に從事した経歴を有するもの、予報業務に関する一般知識及び専門知識

二 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第三十二条第一項の規定により登録を受けている技術士(応用理学部門に係る登録を受けている者に限る。)であつて、三年以上予報業務に從事した経歴を有するもの、予報業務に関する一般知識及び専門知識

三 国の行政機關において七年以上予報業務(その業務経歴により前二号に規定する者と同等以上の知識及び技能を備えることができるものとして気象庁長官が定める予報業務に限る。)に從事した経歴を有する者、予報業務に関する一般知識及び専門知識

四 観測業務に從事する者の養成課程であつて気象庁長官が定めるものを修了した者であつて、国(行政機関において三年以上観測業務に從事した経歴を有するもの、予報業務に関する一般知識及び専門知識

五 国の行政機関において七年以上観測業務(その業務経歴により前号に規定する者と同等以上の知識及び技能を備えることができるものとして気象庁長官が定める観測業務に限る。)に從事した経歴を有する者、予報業務に関する一般知識

2 前項各号の経歴には、特別な判断を要しない単純な業務に関する経歴及び連續した業務一年に満たない経歴を含まないものとする。
 (指定の申請)

第二十一条 法第二十四条の五第二項の規定により指定試験機関の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定試験機関指定申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 名称及び住所並びに代表者の氏名
- 二 試験事務を行うとする事務所の名称及び所在地
- 三 前号の事務所ごとの試験員の数
- 四 試験事務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款及び登記事項証明書
- 二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
- 三 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 役員の名簿及び履歴書
- 五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 六 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 七 試験事務を行おうとする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 八 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 九 試験員の選任に関する事項を記載した書類
- 十 現に行っている業務の概要を記載した書類
- 十一 役員のうちに法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
- 十二 その他参考になることを記載した書類
 (指定試験機関の名称等の変更の届出)

第二十二条 指定試験機関は、法第二十四条の七第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関名称等変更届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。

- 一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地
 - 二 変更の予定日
- (試験員の要件)
- 第二十三条** 法第二十四条の八の国土交通省令で定める要件は、別表に掲げる科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は技能を有することとする。
 (役員の選任及び解任の認可の申請)
- 第二十四条** 指定試験機関は、法第二十四条の九第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関役員選任(解任)認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- 一 役員として選任しようとする者の氏名又は解任しようとする役員の氏名
 - 二 選任の場合にあつては、その者の履歴
 - 三 解任の場合にあつては、その理由
- 2 役員の選任に係る前項の申請書には、役員として選任しようとする者が法第二十四条の六第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しないことを信じさせるに足りる書類を添付しなければならない。
 (試験員の選任及び解任の届出)
- 第二十五条** 指定試験機関は、法第二十四条の九第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した試験員選任(解任)届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- 一 試験員の氏名
 - 二 選任の場合にあつては、その者の履歴、当該試験員の担当する試験の科目並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 - 三 解任の場合にあつては、その理由
- 2 前項において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が第二十三条に規定する試験員の要件を備えることを明らかにする書類を添付しなければならない。
 (試験事務規程)

- 第二十六条** 法第二十四条の十一第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。
- 一 試験事務を行う時間及び休日にに関する事項
 - 二 試験事務を行なう事務所に関する事項
 - 三 手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 試験事務の実施の方法に関する事項

- 五 試験の結果の通知に関する事項
- 六 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
- 七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
- 八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
- 九 その他試験事務の実施に關し必要な事項
- 2 指定試験機関は、法第二十四条の十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。
- 3 指定試験機関は、法第二十四条の十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した試験事務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更の予定日
- 三 変更を必要とする理由
- (事業計画等の認可の申請)
- 第二十七条** 指定試験機関は、法第二十四条の十二第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。
- 2 指定試験機関は、法第二十四条の十二第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した事業計画等変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- (帳簿)
- 第二十八条** 法第二十四条の十三の国土交通省令で定める帳簿の記載事項は、次のとおりとする。
- 一 試験年月日
 - 二 試験地
 - 三 受験者の受験番号、氏名及び生年月日
 - 四 試験員の氏名
 - 五 受験者の試験の結果
 - 六 合格年月日
 - 七 その他試験に關し必要な事項
- 2 法第二十四条の十三の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。
- (試験事務の休廃止の許可の申請)
- 第二十九条** 指定試験機関は、法第二十四条の十五第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した試験事務休止（廃止）許可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- 一 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲
 - 二 休止又は廃止の予定日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
 - 三 休止又は廃止の理由
- (試験事務の引継ぎ)
- 第三十条** 指定試験機関は、法第二十四条の十七第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。
- 一 試験事務を気象庁長官に引き継ぐこと
 - 二 試験事務に関する帳簿及び書類を気象庁長官に引き継ぐこと
 - 三 その他気象庁長官が必要と認める事項
- (役員の変更の報告等)
- 第三十一条** 指定試験機関は、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。
- 一 試験事務に從事しない役員に変更があつた場合
 - 二 試験員が、解任以外の事由により、第二十五条第一項の選任の届出に係る當該事務所の試験員でなくなつた場合
 - 三 試験を実施した場合
- 4 法第二十四条の十八第二項の規定により気象庁長官の職権を行つた場合
- 2 新たに役員が選任されたことにより前項第一号の報告をするときは、報告書に当該役員が法第二十四条の六第二項第四号イ及びロのいずれにも該当しないことを信じさせるに足りる書類を添付しなければならない。
- 3 第一項第三号の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。この場合において、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。
- 一 試験年月日

二	試験地		
三	受験者数		
四	合格者数		
五	合格年月日		
4	第一項第四号の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。		
一	不正な手段によって試験を受け、又は受けようとした者の氏名、住所及び生年月日		
二	不正行為のあつた試験の年月日及び場所		
三	不正行為の内容		
四	処分を行つた日及びその内容		
(公示)			
第三十二条 指定試験機関の名称及び住所、試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。			
名称	住所	試験事務を行う事務所の所在地	試験事務の開始の日
一般財団法人気象業務支援センター	東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地	東京都千代田区神田錦町三丁目十七番地	平成六年五月十八日
2	法第二十四条の十五第二項の公示（試験事務の全部又は一部の廃止の許可に係るものを除く。）、法第二十四条の十六第三項の公示（指定の取消しに係るものを除く。）及び法第二十四条の十七第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。		
(登録の申請)			
第三十三条 法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、別記第二号様式による気象予報士登録申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。			
2	前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。		
一	気象予報士試験合格証明書の写し		
二	住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであつて、氏名、生年月日及び住所を証する書類		
三	法第二十四条の二十一各号に該当しない旨を証する書類		
3	前項の規定にかかわらず、法第二十四条の二十の登録を受けようとする者は、気象庁が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を受けようとする者に係る機関保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは、前項第二号に掲げる書類を添付することを要しない。（気象予報士名簿の登録事項）		
第三十四条	法第二十四条の二十三第三号の国土交通省令で定める事項は、住所並びに試験の合格年月日及び気象予報士試験合格証明書の番号とする。		
2	法第二十四条の二十三の気象予報士名簿は、別記第三号様式によるものとする。		
(登録の通知)			
第三十五条 気象庁長官は、法第二十四条の二十三の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨並びに登録年月日及び登録番号を当該登録の申請者に通知しなければならない。（登録事項の変更の届出）			
第三十六条 気象予報士は、法第二十四条の二十四の規定による登録事項の変更の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した気象予報士登録事項変更届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。			
一	氏名及び住所		
二	登録年月日及び登録番号		
三	変更の生じた事項及びその期日		
(登録の抹消)			
第三十七条 気象予報士は、法第二十四条の二十五第一項の規定による登録の抹消の申請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した気象予報士登録事項変更届出書を、気象庁長官に提出しなければならない。			
一	氏名及び住所		
二	登録年月日及び登録番号		
三	登録の抹消		
第三十八条 法第二十四条の二十五第二項の規定により同条第一項第一号又は第二号に該当することとなつた旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した気象予報士登録抹消申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。			
一	氏名及び住所		
二	気象予報士の氏名及び住所（その相続人が届出をする場合に限る。）		
三	登録年月日及び登録番号		
四	該当することとなつた抹消の事由及びその期日		

2 前項の規定にかかわらず、法第二十四条の二十五第二項の規定により同条第一項第一号に該当することとなつた旨の届出をしようとする者は、気象庁が住民基本台帳法第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該届出に係る気象予報士に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けるときは、その旨を証する書類を添付することを要しない。

第三十九条 気象庁長官は、法第二十四条の二十五第一項の規定による気象予報士の登録の抹消をしたときは、その抹消に係る気象予報士であつた者又はその相続人に通知しなければならない。

2 気象庁長官は、法第二十四条の二十五第一項の規定による気象予報士の登録の抹消をしたときは、その抹消に係る気象予報士名簿をその日から二年間保存しなければならない。

(試験手数料等)

第四十条 法第二十四条の二十六第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一 試験を受けようとする者 一万千四百円（学科試験の全部の免除を受ける者については一万四百円）
二 法第二十四条の二十の登録を受けようとする者 三千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して登録の申請をする場合にあつては、二千九百円）

2 前項の手数料は、指定試験機関に納める場合を除き、気象予報士試験受験申請書又は気象予報士登録申請書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

第五章 民間気象業務支援センター

(指定の申請)

第四十一条 法第二十四条の二十八の規定によりセンターの指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載したセンター指定申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名
二 法第二十四条の二十九に規定する業務（以下「支援業務」という。）を行おうとする事務所の名称及び所在地
三 支援業務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書
二 申請の日の属する事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。
三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書
四 役員の名簿及び履歴書
五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 支援業務を行おうとする事務所ごとに当該業務に用いる設備の概要及び整備計画を記載した書類
二 支援業務の実施の方法に関する計画を記載した書類
三 役員のうちに法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足りる書類
四 その他参考になることを記載した書類

(気象庁長官が提供する気象情報)
(情報提供業務規程)

第四十三条 法第二十四条の三十一第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 情報提供業務を行う時間及び休日に関する事項

二 情報提供業務を行つて入手した気象情報及び国、地方公共団体その他の公共機関が行つて防災に関する気象情報であつて、気象庁長官がセンターに提供することが適当でない情報として特に定めるものを除く。とする。

3 センターは、法第二十四条の三十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した情報提供業務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条の三十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、情報提供業務規程認可申請書に当該認可に係る情報提供業務規程を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

3 センターは、法第二十四条の三十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した情報提供業務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条の三十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、情報提供業務規程認可申請書に当該認可に係る情報提供業務規程を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

3 センターは、法第二十四条の三十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した情報提供業務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条の三十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、情報提供業務規程認可申請書に当該認可に係る情報提供業務規程を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

3 センターは、法第二十四条の三十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した情報提供業務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

2 センターは、法第二十四条の三十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、情報提供業務規程認可申請書に当該認可に係る情報提供業務規程を添付して、気象庁長官に提出しなければならない。

3 センターは、法第二十四条の三十一第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した情報提供業務規程変更認可申請書を、気象庁長官に提出しなければならない。

(区分経理の方法)
第四十四条 センターは、情報提供業務に係る経理について特別の勘定を設け、情報提供業務以外の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

(準用規定)

第四十五条 第二十二条、第二十四条、第二十七条、第二十九条並びに第三十一条第一項（第一号に限る。）及び第二項の規定はセンターについて、第三十二条第二項の規定はセンターに関する公示について準用する。この場合において、第二十二条中「法第二十四条の七第二項」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の七第二項」と、「指定試験機関名称等変更届出書」とあるのは「センター名称等変更届出書」と、第二十四条第一項中「法第二十四条の九第一項」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の九第一項」と、「指定試験機関役員選任（解任）認可申請書」とあるのは「センター役員選任（解任）認可申請書」と、同条第二項及び第三十二条第二項中「法第二十四条の六第二項第四号イ及びロ」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の六第二項第四号イ及びロ」と、第二十七条第一項中「法第二十四条の十二第二項前段」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の十二第二項前段」と、同条第二項中「法第二十四条の十二第一項後段」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の十二第一項後段」と、第二十九条の見出し及び同条第一号並びに第三十一条第一項第一号中「試験事務」とあるのは「支援業務」と、第二十九条中「法第二十四条の十五第一項」と、「試験事務休止（廃止）許可申請書」とあるのは「支援業務休止（廃止）許可申請書」と、第三十二条第二項中「法第二十四条の十五第二項の公示（試験事務の全部又は一部の廃止の許可に係るもの）を除く。」、法第二十四条の十六第三項の公示（指定の取消しに係るもの）を除く。）及び法第二十四条の十七第二項」とあるのは「法第二十四条の三十三において準用する法第二十四条の七第一項及び第三項、第二十四条の十五第二項並びに第十四条の十六第三項」と読み替えるものとする。

無線通信による資料の発表

第四十六条 法第二十五条の規定による無線通信による資料の発表は、次に掲げる種類ごとに、一定の呼出符号及び周波数を用い、気象庁長官の定めるところにより行うものとする。

（発表業務の許可の申請）

古用語書を復多用長官に提出しなればならぬ。乞うては名手文庫へこられ、どうぞ承ります。毛呂

三 発表業務の開始の予定日

四 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第四条の規定による無線局の免許を受けていないときは、同法第六条第一項の規定による申請の有無を問はずに、前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

事業所ごとの次に掲げる事項は、関する発表業務計画書
イ
発表業務を行おうとする事業所の名称及び所在地

口 観測の種目及び時刻並びに発表の時刻

ハ 観測の成果の収集の方法

コノ
規則
方言
明細
地

三 電波法第四条の規定による無線局の免許を受けているときは、その免許状の写し

四
法第二十六條第二項において準用する法第十八条第二項各号に該当しない旨を証する書類

(各支所長官による前項に規定するものには) 言のため必要な書類の提出を求める。」とかであります。

「予報業務木止」の規定は、法第二十六条第一項において準用する法第二十二条の規定による発表業務の木止又は廃止の届出について準用する。この場合において、第十二条中

（廃止）届出書」とあるのは「発表業務休止（廃止）届出書」と、同条第一号中「予報業務」とあるのは「発表業務」と読み替えるものとする。

第七章 檢定

第十一条 例規第十一章の規定に依る委員会の構成は、その作成者にて當該議題に對する調査決定権を有する議員に付す。但し、議題に對する調査権を有する議員は、別途議題に對する調査権を有する議員に付す。

(許可等の条件)

法第十七条第一項の許可又は法第十九条第一項の認可には、次に掲げる事項に関する必要な条件を付することができる。

二 前号に掲げるもののほか、予報業務の適確な遂行のために必要な事項に関すること。
(報告)

第五十条 法第七条第一項の船舶及び法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者は、気象庁長官が定める場合を除き、次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、その旨を記載した報告書を、気象庁長官に提出しなければならない。

一 法第七条第一項の船舶に該当する場合

二 その後一月一日において引き続き法第七条第一項の船舶に該当する場合

三 前二号に掲げる場合において、別記第四号様式に記載した事項（航路を除く。）に変更があつたとき

四 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者の氏名、名称又は住所に変更があつた場合

五 法第十七条第一項の許可を受けた法人にあつては、定款若しくは寄附行為又は役員に変更があつた場合

六 第十条第二項第一号（二を除く。）から第六号まで又は第四十七条第二項第一号若しくは第二号に掲げる書類の記載事項に変更があつた場合

七 第十条第二項第一号二の記載事項を変更しようとする場合

八 法第二十条の二（法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令を実施した場合

2 前項の報告は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める時期に行わなければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる場合 報告事由の発生した後三十日以内

二 前項第四号から第六号まで及び第八号に掲げる場合 報告事由の発生した後遅滞なく

三 前項第七号に掲げる場合 変更の予定日の三十日前まで

4 3 第一項第一号から第三号までの報告をしようとするときは、報告事由が発生した日現在において別記第四号様式の報告書を作成し、提出しなければならない。

5 第一項第四号から第八号までの報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した報告書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 報告事由

三 報告事由の発生の日（第一項第七号の報告にあつては、変更の予定日）

5 (委託による業務に係る手数料) 法第十七条第一項又は法第二十六条第一項の許可を受けた者が、法第六条第三項後段の規定による観測施設の廃止の届出をしている場合には、当該廃止に係る第一項第六号の報告（第十条第二項第四号又は第四十七条第二項第二号に係るものに限る。）を省略することができる。

(身分証票)

第五十一条 法第四十二条の身分を示す証票は、別記第五号様式によるものとする。

(委託による業務に係る手数料)

第五十二条 法第四十三条第一項の規定により納めるべき手数料（検定に係るものと除く。）の額は、委託による業務の種類及び難易の程度に応じ、実費を勘案して気象庁長官が定める額とする。

2 前項の手数料は、気象庁長官が特に定める場合を除き、業務の委託をしようとする者が提出する依頼書に収入印紙を貼つて納めなければならない。

(権限の委任)

第五十三条 法に規定する気象庁長官の権限で次に掲げるものは、管区気象台長及び沖縄気象台長に委任する。

1 法第五条、法第六条第三項及び第四項並びに法第十条に規定する権限

2 法第十二条第二項に規定する権限

3 法第八条に規定する気象庁長官の権限は、管区気象台長及び沖縄気象台長に委任する。

4 法第五章に規定する権限

5 法第三十八条、法第三十九条及び法第四十一条に規定する権限

1 法第五条、法第六条第三項及び第四項並びに法第十条に規定する権限

2 法第十二条第二項に規定する権限

3 法第八条に規定する気象庁長官の権限は、管区気象台長及び沖縄気象台長に委任する。

4 法第五章に規定する権限

5 法第三十八条、法第三十九条及び法第四十一条に規定する権限

1 法第五条、法第六条第三項及び第四項並びに法第十条に規定する権限

2 法第十二条第二項に規定する権限

3 法第八条に規定する気象庁長官の権限は、管区気象台長及び沖縄気象台長に委任する。

4 法第五章に規定する権限

5 法第三十八条、法第三十九条及び法第四十一条に規定する権限

この省令は、法施行の日（昭和二十七年十二月一日）から施行する。但し、第三条第三号から第五号までの規定は、昭和二十九年十二月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月三〇日運輸省令第三九号）抄

1 この省令は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附 則（昭和三一年六月八日運輸省令第二三三号）

この省令は、昭和三十二年七月一日から施行する。

附 則（昭和三三年九月一日運輸省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年四月一八日運輸省令第一五号）

（昭和三四年四月一八日運輸省令第一五号）

この省令は、昭和三十四年五月一日から施行する。
附 則（昭和四一年三月一日運輸省令第一号）
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和四十二年八月一日から施行する。
附 則（昭和四二一年七月三一日運輸省令第五八号）
 この省令は、昭和四十二年十一月十日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和四三年八月一〇日運輸省令第三八号）
 この省令は、昭和四五年六月一日運輸省令第四四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和四六年一月一日運輸省令第三二号）
 この省令は、昭和四十三年八月十五日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定及び附則第五項の規定は、昭和四四年十月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五〇年一〇月一日運輸省令第三九号）
 この省令は、昭和四十七年五月十五日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五一年四月二四日運輸省令第一一号）
 この省令は、昭和五一年五月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五一年九月二二日運輸省令第三七号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五一年一月四日運輸省令第四二号）
 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十三条第一項の表の改正規定は、昭和五十二年二月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和六〇年一月二六日運輸省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和六〇年一月二六日運輸省令第四八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五七年三月二十四日運輸省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五五年一二月二三日運輸省令第四六号）
 この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五七年三月二十四日運輸省令第四号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和五八年一月二四日運輸省令第四二号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和六〇年四月二五日運輸省令第一八号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和六一年三月二六日運輸省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（昭和六一年三月二六日運輸省令第五号）
 この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六一年一二月一九日運輸省令第四五号）

この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六二年九月二九日運輸省令第五七号）

この省令は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年一月一九日運輸省令第六二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年九月三〇日運輸省令第二七号）

この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附 則（平成元年七月二〇日運輸省令第三八号）

この省令は、平成三年一月一日から施行する。

附 則（平成四年一月三一日運輸省令第六号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成四年二月一日から施行する。ただし、第一条中気象業務法施行規則第一条の二の改正規定及び第二条の規定は、同年十二月一日から施行する。

附 則（平成五年一〇月二七日運輸省令第三三号）

この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十六号）の一部の施行の日（平成五年十一月一日）から施行する。

附 則（平成五年一二月二四日運輸省令第四一号）

この省令は、平成六年一月一日から施行する。

附 則（平成六年五月一七日運輸省令第一八号）

この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十六号）の施行の日（平成六年五月十八日）から施行する。

附 則（平成六年九月二〇日運輸省令第四〇号）

（施行期日）

1 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成五年法律第四十六号）の一部の施行の日（平成七年五月十八日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に気象業務法（以下「法」という。）第十七条第一項又は法第二十六条第一項の規定により許可を受けている者は、この省令の施行後遅滞なく、それぞれこの省令による改正後の気象業務法施行規則（以下「新規則」という。）第十条第二項又は第四十七条第二項の規定により許可の申請書に添付すべき書類（新規則第十条第二項にあっては同項第一号から第六号までに規定する書類に、新規則第四十七条第二項にあっては同項第一号及び第二号に規定する書類に限る。）を、気象庁長官に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された書類は、その提出の日において、新規則第十条第二項又は第四十七条第二項の規定により許可の申請書に添付されたものとみなす。

附 則（平成六年九月三〇日運輸省令第四四号）

この省令は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成八年一月三〇日運輸省令第六号）

（施行期日）

1 この省令は、平成八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前に気象業務法（次項において「法」という。）第二十七条の規定により検定に合格した乾湿球湿度計（当該検定の有効期間を経過していないものに限る。）は、第一条の規定による改正後の気象業務法施行規則の適用については、乾湿式湿度計とみなす。

3 この省令の施行前に法第三十二条第一項の規定により受けた乾湿球湿度計に係る型式証明は、法第二十八条第二項の規定の適用については、乾湿式湿度計に係る型式証明とみなす。

附 則（平成八年二月八日運輸省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年三月一八日運輸省令第二五号）

この省令は、平成八年四月一日から施行する。

附 則（平成九年二月三日運輸省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年二月一四日運輸省令第一〇号）

この省令は、平成九年三月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月二一日運輸省令第一五号)

(施行期日)
この省令は、平成九年四月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成九年一一月一五日運輸省令第七六号)

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則 (平成一〇年一一月一一日運輸省令第七三号)

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一九年九月一七日運輸省令第四〇号) 抄

(施行期日)
この省令は、航空法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第一号に定める日（平成十二年二月一日）から施行する。

附 則 (平成一二年三月二二日運輸省令第九号)

(施行期日)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前にした申請に係る手数料に関しては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二年六月二三日運輸省令第二一号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄

(施行期日)
この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号)

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一月二九日国土交通省令第一号)

この省令は、平成十四年一月一日から施行する。ただし、第一条の二の表第一号ネの改正規定は、同年三月一日から施行する。

附 則 (平成一四年三月二六日国土交通省令第二六号)

(施行期日)
この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)
この省令の施行前に気象業務法第二十七条の規定による検定に合格した振動式気圧計であつて当該検定の有効期間を経過していないものについては、電気式気圧計とみなして、この省令による改正後の気象業務法施行規則の規定を適用する。

附 則 (平成一四年八月二日国土交通省令第九三号)

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附 則 (平成一五年三月二〇日国土交通省令第二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年二月二六日国土交通省令第六号) 抄
(施行期日)
この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二八号)

この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、平成七年三月一〇日国土交通省令第一三号)
附 則 (平成一七年三月一〇日国土交通省令第一三号)

この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則 (平成一九年一一月二六日国土交通省令第九〇号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

2 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十五号）の施行の日から施行する。

3 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

4 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

5 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

6 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

7 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

8 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

9 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

10 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

11 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

12 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

13 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

14 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

15 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

16 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

17 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

18 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

19 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

20 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

21 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

22 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

23 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

24 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

25 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

26 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

27 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

28 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

29 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

30 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

31 この省令は、気象業務法の一部を改正する法律（平成一九年五月一〇日国土交通省令第三三号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年六月一四日国土交通省令第六〇号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第十条の二の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

(経過措置)
2 この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の気象業務法施行規則別記第五号様式による証票は、この省令による改正後の気象業務法施行規則別記第五号様式による証票とみなす。

附 則（令和三年八月三一日国土交通省令第五三号）抄

(施行期日) 1 この省令は、令和三年九月一日から施行する。

(施行期日) 1 附 則（令和四年二月二八日国土交通省令第七号）抄

(施行期日) 1 この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

(施行期日) 1 附 則（令和五年一月三〇日国土交通省令第八九号）

(施行期日) 1 この省令は、気象業務法及び水防法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十一月三十日。次項において「施行日」という。）から施行する。

2 第一条の規定による改正後の気象業務法施行規則第五十条第一項第七号及び同条第二項第三号の規定は、施行日から一月を経過する日以後に同令第十条第二項第一号ニの記載事項を変更しようとする場合について適用し、当該経過する日前に当該事項を変更しようとする場合については、なお従前の例による。

附 則（令和六年三月六日国土交通省令第七号）

この省令は、令和六年三月十五日から施行する。

別表（第十五条関係）

学科試験の科目

一 予報業務に関する一般知識

イ 気象業務法施行規則の一部改正に伴う経過措置

ロ 大気の構造

ハ 大気の熱力学

ニ 降水過程

ト 大気における放射

ホ 大気の力学

ヘ 気象現象

チ 気候の変動

ト 気象業務法その他の気象業務に関する法規

チ 予報業務に関する専門知識

イ 観測の成果の利用

チ 数値予報

ト 短期予報・中期予報

チ 長期予報

リ 局地予報

ヘ 短時間予報

チ 気象災害

リ 予想の精度の評価

実技試験の科目

一 気象概況及びその変動の把握

二 局地的な気象の予想

三 台風等緊急時における対応

別記第1号様式(第16条関係)

収入印紙 (消印しないこと。)	気象予報士試験受験申請書			
気象庁長官 殿		年 月 日		
気象予報士試験を受験したいので、気象業務法施行規則第16条第1項の規定により、写真を添付して申請します。				
(フリガナ) 申請者氏名		性 別	男 · 女	
		生 年 月 日	年 月 日 生	
住 所 電話 ()				
試験結果の通知先(現住所と異なる場合) 電話 ()				
受験希望地				
学科試験の免除を受けようとする場合(関係書類添付)				
学科試験の合格者にあつては、その合格年月日		年 月 日 合格		
学科試験の一部の科目の合格者にあつては、合格科目(該当するものを○で囲むこと。)及びその合格年月日		予報業務に関する一般知識	予報業務に関する専門知識	
		年 月 日 合格		
免除を受けることができる業務経歴又は資格を有する者にあつては、その根拠(該当するものを○で囲むこと。)		気象業務法施行規則第20条第1項(第1号、第2号、第3号、第4号、第5号)に該当		
業 務 経 歷	従事した法人等の名称	従事した業務の概要	業務の就業年月日	業務の終業年月日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
			年 月 日	年 月 日
	従事した期間の合計	年 月 日		
資 格	修了した養成課程の名称			
	技術士(応用理学部門に係る登録を受けている場合に限る。)の資格	登録番号	番	
	登録年月日	年 月 日		

別記第2号様式(第33条関係)

収入印紙
(消印しない
こと。)

気象予報士登録申請書

気象庁長官 殿

年 月 日

気象予報士の登録をしたいので、気象業務法施行規則第33条第1項の規定により、別紙書類を添付して申請します。

(フリガナ) 申請者氏名			
生年月日	年 月 日生		
住所	電話 ()		
気象予報士試験の 合格年月日	年 月 日合格		
気象予報士試験 合格証明書の番号	番		

別記第3号様式(第34条関係)

氣象予報士名簿

登録番号	番
登録年月日	年 月 日
(フリガナ) 氏名	
生年月日	年 月 日生
住 所	電話 ()
	電話 ()
	電話 ()
気象予報士試験の 合格年月日	年 月 日合格
気象予報士試験 合格証明書の番号	番
備考	

別記第4号様式(第50条関係)

気象業務法施行規則第50条の報告書

年 月 日現在 (会社名)

船 名		※ 用 途	1. タンカー 2. 液化ガスばら積み船 3. その他ばら積み船 4. コンテナ船 5. ロールオンロールオフ船 6. その他貨物船 7. トロール漁船 8. その他漁船 9. フェリー 10. その他旅客船 11. 調査船 12. その他(用途を記載する。)
呼出符号	(ローマ字)		
総トン数	トン		
船舶の長さ	メートル		
船舶の幅	メートル		
乾 げ ん	メートル		
航 路			
※ 航 行 区 域	1. 遠洋区域 2. 近海区域		
※ 国際航海	1. 従事する。 2. 従事しない。		
※ 気 壓 計	1. アネロイド型指示気圧計 2. アネロイド型自記気圧計 イ、7日用のもの ロ、1日用のもの 3. 電気式気圧計	※ その他の気象測器	1. 最高温度計 2. 最低温度計 3. 電気式自記温度計(海面水温測定用) 4. 手持式風杯型風速計 5. 風杯型風速計 6. 風車型風速計 7. 風向計 8. その他(測器名を記載する。)
※ 温 度 計	1. 水銀温度計 2. 電気式温度計 3. アルコール温度計		
※ 気温を測定する場合の温度計の使用状況	1. 百葉箱(通風装置あり)による。 2. 百葉箱(通風装置なし)による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帯用通風型乾湿計の通風筒による。	気 壓 計 の 高 さ	満載喫水線からの高さ メートル
		風 速 計 の 高 さ	満載喫水線からの高さ メートル

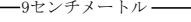
※ 湿 度 計	1. 毛髪製湿度計 2. 乾湿式湿度計 3. 露点式湿度計 4. 電気式湿度計	温度計(海面水温) の深さ	満載喫水線からの深さ メートル
※ 露点温度を算出する場合の湿度計の使用状況	1. 百葉箱(通風装置あり)による。 2. 百葉箱(通風装置なし)による。 3. 振り回すことによる。 4. 回転装置による。 5. 携帶用通風型乾湿計の通風筒による。	※ 通 信 設 備	1. 無線電話 2. 狹帯域直接印刷電信 3. インマルサットC型通信設備 4. その他インマルサット通信設備 5. アルゴス通信設備 6. 環境衛星通信設備 7. その他(通信設備名を記載する。)
※ 海面水温の測定方法	1. 採水用バケツによる。 2. 機関の冷却水による。 3. ベイトタンクによる。		
※ 国際観測通報船舶としての登録	1. 希望する。 イ、甲種 ロ、乙種 ハ、丙種	2. 希望しない。	

注(1) ※印の欄は、該当する事項の番号を○で囲む。

- (2) 温度計(海面水温)の深さの欄には、海面水温の測定方法が2. 又は3. の場合に記入する。
- (3) 国際観測通報船舶としての登録の欄において、甲種、乙種及び丙種は、それぞれ世界気象機関の技術規則に定める甲種、乙種及び丙種国際観測通報船舶の区分によるものとする。

別記第5号様式(第51条関係)

(表)

第 号	気象業務法第42条の職員の証	印
 写真	官職 氏名 生年月日	
年 月 日発行 年 月 日まで有効	気象庁長官	
		↓ 6センチメートル
		↑ 6センチメートル
		

(裏)

<p>気象業務法抜粋 (土地又は水面の立入)</p> <p>第38条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測を行うため必要がある場合においては、当該業務に従事する職員を国、地方公共団体又は私人が所有し、占有し、又は占用する土地又は水面に立ち入らせることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占用者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。 (障害物の除去等)</p> <p>第39条 気象庁長官は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測するためやむを得ない必要がある場合においては、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得て、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。</p> <p>2 気象庁長官は、離島、湖沼、山林、原野又はこれらに類する場所で、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象を観測する場合において、あらかじめ所有者又は占有者の承諾を得ることが困難であり、且つ、当該物件の現状を著しく損傷しないときは、前項の規定にかかわらず、所有者又は占有者の承諾を得ないで、当該業務に従事する職員に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除させることができる。この場合においては、すみやかにその旨を所有者又は占有者に通知しなければならない。</p> <p>第41条</p> <p>4 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第17条第1項若しくは第26条第1項の規定により許可を受けた者若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定により技術上の基準に従つてしなければならない気象の観測を行う者の事業所若しくは観測を行う場所又は第7条第1項の船舶に立ち入り、気象記録、気象測器その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>5 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定試験機関、センター又は登録検定機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>6 気象庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定測定者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>7 前3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (身分証票)</p> <p>第42条 第38条、第39条又は前条第4項から第6項までの規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p> <p>第47条 次の各号のいづれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>二 第38条第1項の規定による立入りを拒み、又は妨げたとき。</p> <p>四 第41条第4項又は第6項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p> <p>第48条 次の各号のいづれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関、センター又は登録検定機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第41条第5項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。</p>
